

香川県条例第6号

香川県障害者自立支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例

香川県障害者自立支援臨時特例基金条例（平成19年香川県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づき、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者、障害児、指定障害福祉サービス事業者等を支援する事業並びに福祉及び介護を担う人材を確保する事業を円滑に実施するため、香川県障害者自立支援臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成24年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づき、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者、障害児、指定障害福祉サービス事業者等を支援する事業を円滑に実施するため、香川県障害者自立支援臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成21年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。